

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

支給申請までの流れ

社内ニーズ調査の実施

社員の意識、希望する制度・環境整備について調査します。
対象労働者による不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始日の前日までに実施することが必要です。

社員が不妊治療を受けることを把握したら・・・

就業規則等への規定

制度内容、制度利用に係る手続きや賃金等の取扱いについて、就業規則等に規定します。
対象労働者による不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始日の前日までに実施することが必要です。

就業規則等の周知

対象労働者による不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始日の前日までに実施することが必要です。
ただし、不妊治療休暇・両立支援制度の利用終了日の前日までに周知して差し支えありません。

両立支援担当者の選任

不妊治療を受ける労働者からの相談への対応、不妊治療両立支援プランの策定を行う担当者を選任します。
対象労働者による不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始日の前日までに選任することが必要です。

不妊治療を受ける社員を、両立支援担当者が把握したら・・・

不妊治療両立支援プランの策定

対象労働者による制度の利用開始日の前日までに少なくとも1回以上面談し、プランを策定することが必要です。
ただし、プランは制度の利用終了日の前日までに策定して差し支えありません。

社員が不妊治療休暇・両立支援制度を利用したら・・・

① 「環境整備、休暇の取得等」に係る助成金

不妊治療休暇・両立支援制度を5日（回）利用した日の翌日から2か月以内

② 「長期休暇の加算」に係る助成金

休暇を20日以上連続して取得し、休暇終了日の翌日から3か経過する日の翌日から2か月以内

①、②の順で申請します。

支 給 申 請